

(留学生向け資料)

## 卒業後に就職活動をする時の手続きについて

文化服装学院を卒業後は、在留資格「留学」の在留期間が残っていても、帰国をするか、日本に滞在する場合には、その活動に合った内容の在留資格へ変更する必要があります。

現在、日本での就職のために活動をしており、卒業式後も継続して行う場合には、「特定活動（就職継続活動）」に変更することができます。

変更するためには条件がありますので、この用紙をよく読んで準備をしてください。

### □在留資格「特定活動（就職継続活動）」とは

在学中から行っていた就職活動の継続を目的とする在留資格です。在留資格変更（6ヶ月）後、1回の更新申請（6ヶ月）ができます。

### □変更の条件

- ①「専門士」称号が付与される学科を卒業すること。（服飾研究科・専攻科のみを卒業した場合は不可）
- ②在学中から引き続き就職活動をしていること。（卒業の3ヶ月前から5社以上行っていることが必須です。）卒業後に初めて活動しようとする場合は、対象となりません。
- ③継続して就職活動をしていることを明らかにする資料が提出できること。  
**重要** 応募した会社からの通知文書やEメール（エントリーシート受付・面接日程連絡等、文面に会社名・学生本人の氏名・日付が入っているものをプリントアウトしたもの）は保管してください。少なくとも、卒業の3ヶ月前から5社以上行っていることが分かること。
- ④在留中の一切の経費支弁能力を証する文書を提出できること。
- ⑤変更後、毎月10日までに、「就職活動経過報告書」と前記の通知文書やEメール等のコピーを提出すること。
- ⑥就職が決まった場合や、就職活動を終了し帰国する場合に、「就職活動終了報告書」を提出すること。

### □推薦状の発行について

変更申請には、学校が発行する推薦状が必要です。

前記変更の条件に合った学生には、申請に必要な推薦状を学生課で発行します。

推薦状の発行は、卒業した年の3月末日まで行います。4月以降の推薦状の発行は、原則、行いません。

☆申請書の配布、推薦状の発行は、学生課で行っています。

手続きを行うときや、分からないことは学生課で相談してください。